第145回　法務事務所便り
～健康保険被保険者認定事務の変更～

公認会計士・行政書士
杉浦登事務所
土持　恵子

平成３０年１０月１日以降に日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届」について、添付書類の扱いが変更になります。

1.認定事務の変更について

厚生労働省より、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行う為、届出に際して下記表≪添付書類一覧≫に基づく書類の添付が必要になります。ただし、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略することが可能となります。

2.添付書類の変更及び添付書類の一部省略

扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため、下記表≪添付書類一覧≫のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番１・２を、別居しているときは項番１・２・３を添付する必要があります。

≪添付書類一覧≫　　日本年金機構パンフレットより

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票※１ （提出日から９０日以内に発行されたものを提出）	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「１３０万円未満※２」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載している時。※３ ・１６歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え（写し）		・１６歳未満のとき ・１６歳以上の学生のとき

※１　被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限ります。

※２　扶養認定を受ける方が、次のいずれに該当する場合は「１８０万円未満です」（収入には公的年金も含まれます）・６０歳以上の方　・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※３　障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、原則書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求められることがあります。

http://www.sugiura - kaikei.jp

公認会計士
行政書士
杉浦登事務所(0587)23－3100　鵜飼・土持まで。